

小学校体育科の指導に必要な知識について —小学校教員養成教育における体育科指導力養成の コアカリキュラムの検討—

佐藤 正伸* 小林 稔**

The Necessary Knowledge for Physical Education Teaching in Primary School: The Core Curriculum of Physical Education Teaching in Primary School Teacher Education

Masanobu SATO, Minoru KOBAYASHI

要旨 昨年、教員養成教育に関する法規などの改正により、いくつかの科目で「コアカリキュラム」が提示された。これは、教員養成教育の質を保持するため「学生が学ぶべき内容」を示したものである。しかし、教科指導に関する科目については提示がなく、当事者にその検討が委ねられている。筆者は、中等教育の保健体育科指導力に関するそれを検討した経験を援用し、本稿において、小学校教員養成における体育科のその検討を試みた。

キーワード：小学校体育 体育科教育 教員養成教育 コアカリキュラム 学習指導要領

I. 目的

1. 問題の所在

わが国の教員養成教育は「開放性」という制度をとっている。これは、教育職員免許（以下「教員免許」）取得のための教育課程（以下「教職課程」とする）を、国立大学に限らず私立大学にも、教育学部といった教員養成を主目的とする学部に限らずそれ以外の学部にも、設置を認める制度である。この趣意は、教員の質が均質化することを避け、各々に独自の教育理念を持つ私立大学や、多様な教育目的の学部教育で教員養成を行うことで、教員の質の多様化を図るものである。

一方で、開放性政策には問題も少なくない。「養

成する教員像」が曖昧な大学や、それが形骸化していたりする大学が多いことが指摘されている。また、教員養成のための科目であるにも関わらず相当の内容が担保されていなかったり、科目担当者が教員養成を目的とした科目であることを認識せずに授業を実施していたりする例も散見されている。

そこで、開放性を維持しつつ、問題点を解決するため、平成28年、教育職員免許法と関連省令が改正され、教職課程設置基準においてコアカリキュラムの提示が行われた。コアカリキュラムとは教職課程の各科目で取り扱うべき内容である。すなわち、各大学の教職課程の科目に一定の共通性を持たせ、その質を担保する意図である（中央教育審議会、2016）。

従前も、教職課程の各科目は教育職員免許法施行規則において取り扱うべき内容が示されていた。し

* さとう まさのぶ 文教大学教育学部学校教育課体育専修

** こばやし みのる 琉球大学大学院教育学研究科

かし、例えば「教科に関する科目」あるいは「『教職の意義等に関する科目』の『教員の職務内容』」などと、取り扱うべき内容の趣意が題目のように提示されるだけで、各科目で取り扱う内容の詳細は担当教員に委ねられてきた。当然、教職課程上は同じ位置づけの科目であっても大学によって取り扱う内容が異なったが、これは、大学教育の自由性からすると必然でもある。しかし、前記した開放性の課題に加え、近年、初等中等教育の教員の質の低下が問題となっており、それらの解決のためコアカリキュラムの提示が行われた（牛渡、2016）。

また、科目の「大括り化」も行われた。従前の制度では、教科の指導力を習得させる科目は、各教科の指導力の基盤となる専門知識を学習する「教科に関する科目」と、「教職に関する科目」の中の「教科の指導法」（いわゆる「教科教育法」）に分かれていた。そのため、二科目の連関が充分ではなかった。そこで、前者を「教科に関する専門的事項」と改称したうえで、「教科の指導法」と合わせ、「教科および教職に関する科目」として「大きな一括り」にした。これは、教科に関する専門的事項と教科の指導法とを連関させながら一体的に学ばせ、高いレベルの指導力を育成することを意図する変革である。

このように、教員養成教育の質向上を目指して行われた制度改正であるが、正にその「中核」であるコアカリキュラムは一部の科目についてのみ提示であった。特に、「教科の指導力の育成」という目的で大括り化された「教科および教職に関する科目」においては中途半端な提示であった。すなわち、「教科に関する専門的事項」と「教科の指導法」については英語科（小学校では「外国語学習・外国語」）のみの提示で、他教科については提示がなかった。もっとも、「教科の指導法」については、「学習指導要領の理解」や「情報機器の操作」といった各教科に共通する内容が提示されたが、教科ごとの教科の特性を踏まえたその提示はなかった。

したがって、教育職員免許法と関連省令の改正の目的達成は「未完」と評せざるを得ない。もっとも、今回の制度改正の基となった中央教育審議会答

申では「全ての科目でコアカリキュラムを検討しなければならない」とし、かつ、その検討を各分野の研究者に委ねている（中央教育審議会、2016）。そもそも、答申に示されるままではなく、教員養成の教育と研究とを担う我々自身が自律的に実施しなければならないものであり、特に、自身が関わる小学校体育科のそれを検討する必要を強く認識している。

2. 先行研究の検討

著者と問題意識を同じくし、体育科の教員養成教育におけるコアカリキュラムを検討した先行研究とし、下記の2件を挙げるができる。

まず、中学校・高等学校の保健体育科の教員養成教育に関するコアカリキュラムを、全国体育系大学学長・学部長会が検討している。同会が発表した「体育・スポーツ学分野の参照基準」の中の「中学校および高等学校の保健体育科の教員になるために理解しておくべき内容」がそれである。体育・スポーツ学の18の各論分野から、保健体育科教育の実践に必要な知識を抽出し、キーワードを示したものである。同会に所属する各大学において保健体育科の教員養成教育の授業実践で活用されており、運用実績もある。しかし、小学校の体育科の教科指導力に関するコアカリキュラムとは範囲が異なること、また小学校教員の養成教育では運用が不可能なことは自明である。

また、広島大学教育学研究科（2018）は「教科教育モデルコアカリキュラムの策定事業」とし、小学校全教科にわたってコアカリキュラムを提示している。ただし、ここで示された内容は、文部科学省が例示した外国語活動・外国語のコアカリキュラムの範囲と比して狭い範囲の内容であった。文部科学省の例示は、英語教育学や学習指導要領の内容のみならず、「英語に関する背景的な知識」として児童文学、異文化理解、第二言語習得といった、教科の客体としての「英語」を取り巻く各論をも含んでいる。しかし、広島大学版の体育科のそれは、学習指導要領と体育科教育学の各論で構成されている。わずかに、「小学校体育科の背景となっている関連諸学問や領域」という標題が提示されているが、それについて「スポーツ」や「体育・スポーツ学」に関

する具体的な内容や各論は示されておらず不足は否めない。また、この部分の詳細が教科指導に関するコアカリキュラムに必要なことは言うまでもない。

一方、授業者として、自身／自身らが行っている「小学校教員養成教育における体育科の『教科および教職に関する科目』」の実践を省察する研究もある。法改正による新制度下でそれを行ったものとしては、河本（2016）、木山（2016）、松本（2018）、松本（2015）、内山ら（2017）がある。いずれも、自身／自身らが行っている授業の省察にとどまり、文部科学省の外国語活動・外国語の例示を基に体育科のコアカリキュラムを講じるものではなかった。

以上のように、本稿と問題意識を同じくする先行研究はあるものの、本稿の抱く問題意識を十分に払拭するものはない。

3. 本稿の目的

以上のように、教員養成教育においてその質を向上させるために「教員を目指す学生に教えるべき内容」を精査することが求められているにも関わらず、小学校体育科の指導力養成に関しては検討が不足している。これらの状況から、本稿では、小学校教員養成教育における体育科指導力養成に係るコアカリキュラムを明らかにすることを目的とする。

II. 研究方法

1. 論考の視座

前記のように、小学校教員の教職課程における教科指導に関するコアカリキュラムは「外国語活動・外国語」のみについて提示され、その他の教科については当事者による検討が期待されている。当然、提示されているコアカリキュラムの内容構成は他教科のそれを講じる際のモデルとなる。例示では、「教科の指導法」と「教科に関する専門的事項」の2科目に分けてコアカリキュラムを提示している。前者は、目標を「小学校における外国語活動・外国語の学習・指導・評価に関する基本的な知識・指導技術を身に付けること」としたうえで、表記のように、「小学校外国語教育についての基本的な知識・理解」「子どもの第二言語習得についての知識とその活用」「指導技術」「授業づくり」の小項目について、詳細な内容が提示されている。一方、後者は、

目標を「小学校における外国語活動・外国語の授業実践に必要な実践的な英語運用力と、英語に関する背景的な知識を身に付けること」としたうえで、表記のように、「授業実践に必要な英語力」「英語に関する背景的な知識」の小項目について、詳細な内容が提示されている。

これらの項目を体育科に置き換えるならば、「小学校外国語教育についての基本的な知識・理解」「指導技術」「授業づくり」は「体育科教育の基礎知識」, 「子どもの第二言語習得についての知識とその活用」は「スポーツ指導に関する基礎知識」, 「授業実践に必要な英語力」は「子どもに示範するための自身の運動・スポーツ技能」, 「英語に関する背景的な知識」は「体育科指導に関連する体育・スポーツ学の基礎知識」となる。

したがって、コアカリキュラムを明らかにするためには「体育科教育学の基礎知識」「スポーツ指導に関する知識」「子どもに示範するための自身の運動・スポーツ技能」「体育科指導に関連する体育・スポーツ学の基礎知識」の各項について詳細を考察する必要がある。ところで、前記するように広島大学版のコアカリキュラムは体育科教育学の各論を中心にしており、この点において不足を指摘した。しかし、「体育科教育学の基礎知識」については十分にこれを包含する内容である。また、「子どもに示範するための自身の運動・スポーツ能力」については、学習指導要領に例示されるスポーツ種目のそれであることは自明である。そこで、「スポーツ指導に関する基礎知識」および「体育科指導に関連する体育・スポーツ学の基礎知識」の詳細について検討していく。

2. 論考の手順

前記する根拠により、本稿では、小学校教員養成教育における体育科指導力養成のコアカリキュラムの検討にあたって、「スポーツ指導に関する基礎知識」および「体育科指導に関連する体育・スポーツ学の基礎知識」の詳細を検討する。そこで、小学校学習指導要領およびその解説から、体育科の学習を通じて子どもに習得させる知識と技能を抽出する。そのうえで、それらの習得を実現するために教師に必要とされる知識を考察する。

Ⅲ. 結果と考察

1. 体育科の学習を通じ子どもに習得させる知識と技能

学習指導要領に示される小学校体育科の目標は、まず前段で「体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。」としている（文部科学省b, 2017）。このうち「課題を見付け、その解決に向けた学習過程」についてはその客体が示されていないが、文脈からは「生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現する」ことととらえられる。

さて、「体育の見方・考え方」は「運動やスポーツは特性に応じた楽しさや喜びがあることと体力の向上につながっていることに着目するとともに、『すること』だけでなく『みること』、『支えること』、『知ること』など、自己の適性等に応じて、運動やスポーツとの多様な関わり方について考えること。」と解説されている。ここに「豊かなスポーツライフ」の目指すところが示されており、その実現のために習得すべき知識や培うべき技能を読み解くことができる。なお、体育科（運動領域）で取り扱う運動やスポーツとは、「体づくり運動」「器械運動」「陸上運動」「水泳運動」「ボール運動」「表現」である。

また、「保健の見方・考え方」は「身近な生活における課題や情報を、保健領域で学習する病気の予防やけがの手当の原則及び、健康で安全な生活につ

いての概念等に着目して捉え、病気にかかったり、けがをしたりするリスクの軽減や心身の健康の保持増進と関連付けること。」と解説されている。先に同じく、ここに目指す「心身の健康」の詳細が示されており、その実現のために習得すべき知識や培うべき技能を読み解くことができる。なお、体育科（保健領域）の学習内容は、「健康な生活」「体の発育・発達」「心の健康」「けがの防止」「病気の予防」である。

この前段に続き、「(1) その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。」「(2) 運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。」「(3) 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。」の小項目が提示されている。これらは、新学習指導要領の意図する、子どもに学ばせる「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を他教科と揃えた定型で示したものであるが、ここからも「生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力」の詳細を読み解くことができる。

これらから、体育科の学習を通じ子どもが習得することが期待される知識と技能は表1のようにまとめられる。なお、保健領域の内容が少ないが、小学校の体育科保健領域の時間数は597時間中24時間であり、運動領域に比重がおかれていることが背景にある。

表1 体育科の学習を通じ子どもに習得させる知識と技能

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①運動・スポーツによって得られる楽しさや喜びが異なることの理解と、その会得と充実を実践できる力。 ②運動・スポーツによって高まる体力が異なることの理解と、その会得と向上を実践できる力。 ③運動・スポーツは心にも効果が及ぶこと、また、心の状態によって運動・スポーツの実施が影響を受けることの理解と、運動・スポーツによって心と体の調和を整えることができる力。 ④スポーツとの関わり方は「する／みる／支える／知る」と多様であることの理解と、各関わり方を実践できる力。 ⑤運動領域で取り扱う運動やスポーツ（「体づくり運動」「器械運動」「陸上運動」「水泳運動」「ボール運動」「表現」）の基礎技能と、その向上方法を考え実践できる力。 ⑥運動やスポーツを仲間と協働しながら、安全かつ、公平・公正に実施することができる力。 ⑦保健領域で取り扱う各内容（「健康な生活」「体の発育・発達」「心の健康」「けがの防止」「病気の予防」）の理解と、それを身近な生活に関連づけ健康の保持増進を実現できる力。 |
|--|

小学校体育科の指導に必要な知識について

2. 体育科の指導に必要な知識

前項において導き出した「子どもに習得させる知識と技能」の習得を実現する体育科指導を実施するために、教師に必要と考えられる知識を項目ごとに考察した。

まず、「①」を培うためには、概ね、「体育やスポーツの概念」「スポーツや身体活動の文化価値」「身体概念」「運動学習」「動機づけ」「スポーツ実施の条件整備」「スポーツ集団の運営」といった知識が必要と考えられる。「②」を培うためには、概ね、「体力の構成要素」「スポーツ技能と体力」「トレーニング論」「神経や筋の構造」「筋運動や筋反応」といった知識が必要と考えられる。「③」を培うためには、概ね、「身体概念」「身体と精神の調和」「スポーツ集団内での仲間との関わり」といった知識が必要と考えられる。「④」を培うためには、概ね、「体育やスポーツの概念」「スポーツや身体活動の文化価値」「動機づけ」「スポーツの政策や社会制度」「スポーツ参加の条件整備」といった知識が必要と考えられる。「⑤」のうち「向上方法を考

えられる力」を培うためには、概ね、「運動技能の学習」「動機づけ」「スポーツ技能と体力」「トレーニング論」「神経や筋の構造」「筋運動や筋反応」といった知識が必要と考えられる。「⑥」を培うためには、概ね、「動機づけ」「スポーツ参加の条件整備」「スポーツ集団・組織の運営」「リスクマネジメント」「応急処置」といった知識が必要と考えられる。「⑦」を培うためには、「学習指導要領に示される保健領域で取り扱う範囲の知識」が必要と考えられる。なお、「①」～「⑦」の全てについて「児童期の発育発達」に関する知識が必要である。

ところで、以上には多分に重複があることから、体育・スポーツ学の各論ごとに整理し、かつ、文部科学省の例示に倣い「到達目標」として記述した結果が表2である。これが「体育科の指導に必要な知識」である。そして、ここに「体育科教育学の基礎知識」と「示範をするための運動・スポーツ能力」を加えたものが、「小学校教員養成教育における体育科指導力養成のコアカリキュラム」の全体像と考えられる。

表2 体育科の指導に必要な知識

<p>体育原理領域</p> <ul style="list-style-type: none"> 体育やスポーツの変遷と今日的定義の理解 (①, ④) スポーツや身体活動の文化的価値に関する緒論の理解 (①, ④) 身体概念に関する緒論の理解 (①, ③) 身体と精神の調和に関する緒論の理解 (①, ③) <p>体育心理学領域</p> <ul style="list-style-type: none"> 運動技能の学習に関する緒論の理解 (①, ⑤, ⑥) 運動・スポーツの動機づけ理論の理解 (①, ④, ⑤, ⑥) <p>体育社会学領域</p> <ul style="list-style-type: none"> スポーツの政策や社会制度に関する理解 (④) <p>体育経営管理領域</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様なスポーツ参加を生起させる条件整備に関する緒論の理解 (①, ④, ⑥) 運動・スポーツの集団・組織運営に関する緒論の理解 (①, ③, ⑥) 運動・スポーツ実施のリスクマネジメントの理解 (⑥) <p>体育方法学・運動学領域</p> <ul style="list-style-type: none"> 体力の構成要素の理解 (②) スポーツ技能と体力の関係の理解 (②, ⑤) トレーニング論の理解 (②, ⑤) <p>運動生理学領域</p> <ul style="list-style-type: none"> 神経や筋の構造の理解 (②, ⑤) 筋運動や筋反応の仕組みの理解 (②, ⑤) <p>衛生学・公衆衛生学、学校保健領域</p> <ul style="list-style-type: none"> 傷害の応急処置法の理解 (⑥) 保健領域で取り扱う各内容の理解と関連知識 (⑦) <p>発育発達領域</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童期の発育発達に関する理解 (①, ②, ③, ④, ⑤, ⑥, ⑦)
--

注) 表中の丸数字は表1の項目を示す。

IV. 今後の課題

以上のように「体育科指導に必要な知識」を構築し、また「小学校教員養成教育における体育科指導力養成のコアカリキュラム」の全体像を把握することができた。もちろん、今回は論考しなかった「体育科教育学の基礎知識」や「示範をするための運動・スポーツ能力」の詳細を明らかにすることも課題である。しかし、何よりも、これらは実際の教員養成教育に展開できて、初めて意味を持つこととなる。したがって、それを講じることがコアカリキュラム構築の一番課題である。

その際、最大の障害は授業時間数である。前記のように、教職課程では、「教科および教職に関する科目」は「教科に関する専門的事項」と「教科の指導法」の2科目しかない。また前者は、本学の場合、1単位で構成する。したがって、講じたコアカリキュラムに対し「重要事項と周辺事項」といった重みづけをする必要がある。特に、高等学校までの既習事項とそれ以外とに分け、後者に重きを置く必要がある。

ところで、教職課程外であるが、教員免許の取得に体育科目の履修が必修となっている。この制度を活用することも一策である。教養科目としての教育機能を担保しながらも、体育科指導力養成のコアカリキュラムの一端である「示範をするための運動・スポーツ能力」はもちろん、「体育・スポーツ学に関する基礎知識」をも培っていく学習内容とすることで、教員養成教育の授業時間数の不足を補うことができる。実際、多くの国立大学において、この方針で教養体育科目を展開している例がある（日本体育学会・教職必修体育作業部会、2016）。

今後、これらの課題を解決して、「小学校教員養成教育における体育科指導力養成のコアカリキュラム」を構築するとともに、実際にそれを運用し、PDCAを繰り返すことで、小学校体育科の指導力を培う大学の授業の質を上げ、ひいては、「高質な小学校体育科の指導者」を輩出していく。

文献

中央教育審議会（2016）これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について：学び合い、高め

合う教員育成コミュニティの構築に向けて（答申）、<http://www.mext.go.jp/>、（2018年12月10日参照）

広島大学教育学研究科（2018）「教科教育モデルコアカリキュラムの策定事業」成果報告書、<https://www.hiroshima-u.ac.jp/>、（2018年12月10日参照）

河本洋子（2016）「体育概説（理論）」の授業実践：文化と教育の視点から、青山学院大学教職研究、2：63-74.

木山慶子（2016）教員養成における模擬授業の学習成果の検討：学生による授業分析を用いた省察から、群馬大学教育学部紀要、51：83-93.

松本文夫（2018）大学教育における体育科教育の実践報告：体育科目における学生間相互評価の活用、滋賀文教短期大学紀要、20：1-10.

松本菜緒（2015）複数回の指導経験から反省的実践力を保証する体育教師カリキュラムの検討：マイクロティーチングと模擬授業の実施・省察を通して、秋田大学教育文化学部研究紀要教育科学部門、70：33-43.

文部科学省（2017a）教育職員免許法・同施行規則の改正及び教職課程コアカリキュラムについて、<http://www.mext.go.jp/>、（2018年12月10日参照）

文部科学省（2017b）小学校学習指導要領体育編、<http://www.mext.go.jp/>、（2018年12月10日参照）

文部科学省（2018）教職課程設置申請の手引き、<http://www.mext.go.jp/>、（2018年12月10日参照）

日本体育学会・教職必修体育作業部会（2016）教員免許法対応の「体育（2単位）」履修並びに授業内容に関する調査報告、<https://taiiku-gakkai.or.jp/>、（2018年12月10日参照）

内山須美子・内田雄三・濱崎裕介・網野友雄（2017）教員養成課程における「体育概説」の授業づくりに関する一考察、白鷗大学教育学部論集、11（2）：317-343.

牛渡淳（2018）文部科学省における「教職課程コアカリキュラム」作成の動向と課題について、教師教育研究、31：149-157.

全国体育系大学学長・学部長会（2010）体育・スポーツ学分野の参照基準、pp.5-15.